



食物アレルギーによる児童の死亡事故から10年を経て

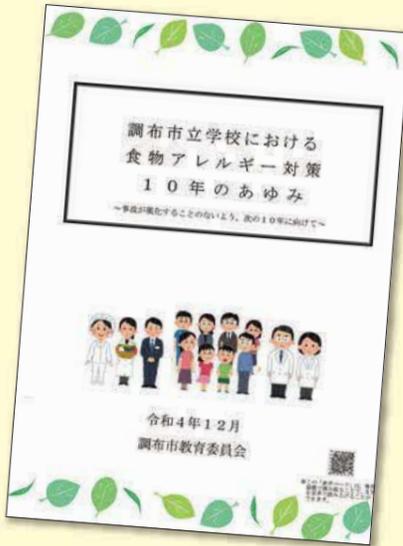
「調布市立学校における食物アレルギー対策10年のあゆみ」を発行しました

市立小学校の児童が食物アレルギーに起因するアナフィラキシーショックで命を落として以来、調布市教育委員会では、事故防止と緊急対応を柱としたさまざまな対策を講じ、市統一の体制を整えてきました。

この度、これまで取り組んできた対策を「10年のあゆみ」としてまとめました。

巻末には、御遺族をはじめ、これまで御協力いただいた多くの関係者や調布市教育委員会のメッセージを掲載しています。

事故を風化させることなく、二度と事故を起こさないという強い決意の下、引き続き、必要な見直し・検討を重ねながら食物アレルギー対策に努めて参ります。



☎詳細は市HP参照 ☎学務課☎481-7476

●調布市長メッセージ

給食による食物アレルギー事故発生の報告を午後の早い時刻に受けた後、状況が急転し最悪の事態に至った旨の緊急連絡があり、教育長とともに大急ぎで病院に駆け付けた平成24年12月20日は私は永遠に忘れることができません。深い悲しみの中で着手した原因究明および安全対策に関する取り組み。その結果、事故防止に関する調布市の体制は全国的にも極めて優れたものとなりました。しかし、それが痛ましい犠牲の上に築かれたことを未来永劫語り伝えていかなければなりません。市としては、今後とも可能な改善を加えつつ、安全体制整備に万全を期して参ります。

令和4年12月20日 調布市長 長友 貴樹

●調布市議会議員メッセージ

平成24年12月20日に、かけがえのない11歳の尊い命が失われてから10年が経ちましたが、今なおその深い悲しみと無念の思いは変わりません。調布市ではあらゆる角度から事故の経緯と原因を検証し、医師会を始めとする医療機関との連携体制の構築、食物アレルギー対応マニュアルの策定のほか、専用調理室を造るなど、ソフト・ハード双方からの再発防止対策を講じ、懸命に食物アレルギー対応を続けています。調布市議会は、この痛ましい事故を風化させず、二度とこのような事故が繰り返されることのないように、調布市・調布市教育委員会に対し、これからも再発防止に取り組むことを求めて参ります。

令和4年12月20日 調布市議会議員 小林 市之

審議会等の会議の傍聴

※要マスク着用・発熱などの風邪症状がある場合は傍聴不可。車いすや手話通訳を希望する場合は開催日の3営業日前までに要事前相談。状況により中止・延期・変更の場合あり

調布飛行場対策協議会

☎12月26日(月)午前10時～※2時間程度 ☎市役所5階会議室 ☎当日先着5人 ☎企画経営課☎481-7369

第2回生涯学習推進協議会

☎1月中旬予定 ☎詳細は市HPで決定次第公表 ☎文化生涯学習課☎481-7745

第75回ふじみ衛生組合地元協議会

☎1月16日(月)午後6時30分～ ☎クリーンプラザふじみまたはオンライン (Zoom) ☎申し込み順10人 ☎Eメールに住所、氏名、Eメールアドレス、希望する傍聴場所を明記し、1月10日(火)までにふじみ衛生組合☎490-5374 ☎fujimi-soumuka@fujimiseikumiai.jp

第5回教育プラン策定検討委員会

☎1月23日(月)午後6時30分～ (受付6時15分～) ☎教育会館3階301・302研修室 ☎当日先着10人 ☎教育総務課☎481-7464

第3回障害者総合計画策定委員会

☎1月26日(木)午後6時30分～8時30分 (受付6時10分～) ☎市民プラザあくろす3階あくろすホール ☎当日先着5人 ☎障害福祉課☎481-7135・☎481-4288

第240回東京都都市計画審議会

☎2月8日(火)午後1時30分～ ☎都庁内会議室 ☎15人 (多数抽選) ☎往復はがきに住所、氏名、電話番号を明記し、1月17日(火) (消印有効) までに〒163-8001東京都都市整備局都市計画課☎03-5388-3225 (都市計画課)

パブリック・コメント

①調布市パートナーシップ宣誓制度 (素案)

意見の提出先・☎〒182-0022男女共同参画推進課 (市民プラザあくろす3階) ☎443-1213・☎danjyo@city.chofu.lg.jp

②調布市総合交通計画改定版 (素案)

意見の提出先・☎〒182-8511市役所交通対策課 (市役所7階) ☎481-7454・☎481-6800・☎koutuu@city.chofu.lg.jp

③調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針[公設公営保育園] (素案)

意見の提出先・☎〒182-8511市役所子ども政策課 (市役所3階) ☎481-7757・☎499-6101・☎kodomo@city.chofu.lg.jp

④調布市住宅マスタープラン (素案)

意見の提出先・☎〒182-8511市役所住宅課 (市役所7階) ☎481-7545・☎481-6800・☎jyutaku@city.chofu.lg.jp

⑤第二期調布市空き家等対策計画 (素案)

意見の提出先・☎〒182-8511市役所住宅課 (市役所7階) ☎481-7817・☎481-6800・☎akiya@city.chofu.lg.jp

⑥調布市一般廃棄物処理基本計画 (素案)

意見の提出先・☎〒182-8511ごみ対策課 (市役所2階)、クリーンセンター2階 ☎042-306-8781・☎042-368-9921・☎gomitai@city.chofu.lg.jp

⑦調布市基本計画素案 ⑧調布市公共施設マネジメント計画素案

意見の提出先・☎〒182-8511市役所企画経営課 (市役所5階) ☎481-7368・9・☎481-0741・☎kikaku@city.chofu.lg.jp ☎koumane@city.chofu.lg.jp

⑨調布市デジタル化総合戦略0.5 (素案)

意見の提出先・☎〒182-0026文化会館たづくり西館4階デジタル行政推進課 ☎441-6117・☎441-2800・☎joukan@city.chofu.lg.jp

①～⑨共に

意見の提出 (案の公開) 期間/①1月10日(火)まで②③④⑤12月20日(火)～1月19日(木)⑥12月21日(水)～1月20日(金)⑦⑧⑨12月23日(金)～1月23日(月) (いずれも必着)

案の公開場所/意見の提出先、公文書資料室 (市役所4階)、神代出張所、文化会館たづくり11階みんなの広場、市民活動支援センター (市民プラザあくろす2階)、各図書館 (染地を除く)・公民館・地域福祉センター (染地を除く)、教育会館 (1階)、総合福祉センター (⑧⑨のみ)、市HP

意見の提出方法/直接 (平日のみ)、または郵送・FAX・Eメール・インターネット専用フォーム (⑧⑨のみ) に、住所、氏名、意見を明記し、期限までに問い合わせ先に提出※各公共施設の意見提出箱にも提出可。各公共施設の開館状況は市HP参照、または要問い合わせ

提出意見と市の考え方の公表/3月頃に市HPなどでお知らせ